

日本における地域計画の源流

立命館大学 文学部教授 理学博士 谷 岡 武 雄

現代の地域計画 第二次大戦によつて荒廃した国土の再建、軍事経済から平和経済への転換、技術革新に応ずる諸地域の社会的・経済的構造の再適応、そして低開発地域における開発の緊要性が、今日における地域計画の盛行を招来した理由であるか、戦後になつてかかる傾向かにわかにあらわれたものでは決してない。社会主義経済の国々では、地表空間の経営が、一定の期間を区切つた計画の中に、早くから組み入れられていたし、自由主義経済の国々でも、1929年の危機以来、地域経営や資源の保全・合理的利用の問題の重要さが、為政者や実業家の間に意識されるに至つた。自由主義の過剰に対する反作用としてのニューティールの役割を想起しよう。

しからは、それ以前は全く個人の自由で、空間が無秩序のまま放置されていたか。否。新大陸への移民たちが、大西洋岸にとりつた際に行つた母国風の集落の建設、さらに西部への発展に当り、1785年以来採用したTownship systemも、施行地に広狭の差はあるにせよ、一種の地域計画ではなかつただけか。

今日のヨーロッパでは、地域計画の重点が、戦災復興の促進から、人口と工業活動の特定地域への過度にわたる密集に対して、その解毒剤をみつけるためへと、後進地域の開発へと、次第に移行しつつある。日本の場合にも、その兆しが見られる。このように、時代により（また地域により）地域計画の性格は異なる。しかし、地表面象を対象とする計画そのものは、いかなる時代にも存在するのであつて、かくてごく突然と思われる事象、もつとも現代的と考えられていることからいつても、その源流をたずねて行くことができる次第である。

同質地域 Région homogène の計画と有極地域 Région polarisée の計画 地域概念を検討するに、地表のある範囲に限つて、特定の属性に関し、それを同じくする地域と、極または核心をもち、異質な地域の総合と考えられるものとを区別される。都市計画とか農村計画とかは、おのおの独立して考えられる限り、UrbanまたはRuralな同質地域についての計画である。これらも地域計画の中に含まれる。しかし、今日とくに地域計画と呼ばれるもので、総合的な観点から、都市～農村関係において地域をとらえようとする努力がなされている。ドイツのW.Christallerによる中心地の階層構造に関する理論、フランス学派の都市圏の概念が、それを可能にした。かくしてはじめて、実社会と結びついた地域計画となる。そしてそれは、日本でも欧米でも、さほど歴史の古いことではない。

日本においては、すでに古代に難波・大津・藤原・平城・長岡・平家諸京の經營が、明確なプランに基づいて行われたことは明らかである。かかる都市計画は、地方にあつては太宰府・平泉・鎌倉のプランとなつてあらわれ、さらに後には、各地で城下町・市場町の建設へと発展の過程を辿つてゐる。他方、農村計画に関しては、古代に有名な条里制があり、初期荘園期にはなおそれに基づいて開拓が行われたし、さらに江戸期の新田開発も、さまざまな計画のあとを今日に残している。地方凡例録にあげられた農村計画も、その一例であろう。明治期に入つて、士族没落恐慌、北海道

における屯田兵村の建設ならびに植民地割の施工が盛んに行われたが、それらとともに、1899年の耕地整理法発布以来、熱心に進められた農地の再編成事業も、農村計画と考えられてよい。

しかしながら、これらはたいてい砦市・農村のいずれか一方のみに関しており、両者を綜合する有極地域の計画ではなかつた。したがつて、日本における地域計画の源流をたずねる場合、2系統を切り離して考えてよいようにもみえる。

しかるに、農村計画の源流をなす条里制については、その施行の目的がルーラルな面にあつたとはいふものの、単にそのみに限るとは断定できない点がある。古代の地方行政都市ともいふべき国府や東北のフロンティアにおける柵の中で、この種プランに従っている場合がみられるからである。港津的機能をも有する国府の中で、周防・播磨・伊賀・和泉の場合、そのプランが条里制によつてゐるらしいし、また出羽の本柵のプランは、附近の条里型土地割と無関係には考え難い。

かくて古代条里制は、今日的な意味での有極地域に関する計画の性格を、一部において示していることが判明する。筑前のプランが、狭い範囲に限られていたのに対し、条里制は、その施行地が広範囲にわたつて連続的である点においても、地域計画の本義に適うものである。かかすくれた計画が、七世紀の昔に日本において実施されていたことは、外国人ならずとも驚嘆に値する。これはその後、砦市計画と農村計画とに分化して行き、前者の方がとくに発達して現存に至つたと考えへべきではなからうか。

条里制の意義と分布 北海道を除くほとんど全土におよんで明瞭な遺構をととめ、日本の地表が何う重要な構成要素となつてゐる条里制について、それを説明した史料が少ないのは、まことに不思議といわれはならない。835年(承和2)の太政官符に「条里」の字句を用い、はるか後代(「拾芥抄」)において、具体的な説明が行われている程度である。通常、大化改新の詔にある、「凡そ日は長さ卅歩、或は廿二歩を段と爲し、十段を町と爲す」が、条里制に関する最初の史料と¹⁾みなされ、それが施行の目的は、班田収授法の実施を容易にするためにあつたと考えられている²⁾。七世紀の後半において、かなり急速にかかる土地区割法が普及し、800年(延暦19)にかかる大隅国の班田開始により、一帯を町を覆ふこととなつた。そうして以後は、荘園制はもちろんで、封建前期においても、これが踏襲されてゐた³⁾であつた。

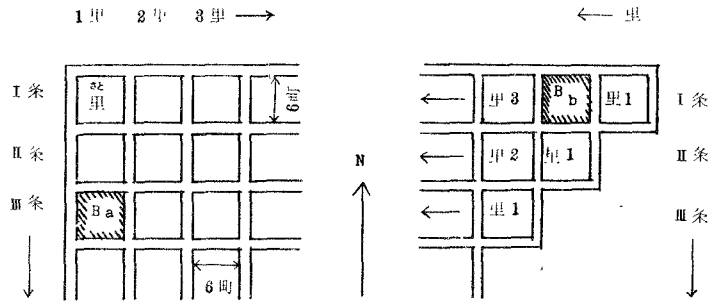
条里制によつて、16町の大区割を^{3c}里とし、それを36等分して方1町の中区割、坪をうる。坪の配列はTownship制のごとき地続式と平井式(近江式および畠中式)との2種が区別される。坪はさらに10等分して小区割の段をうる。その下には大(240歩)・半・小(120歩)の細分區划もあつた。段の形については、改新の詔が示す半折型と6間×60間の地地型とか考えられ、その先後関係はいつく学界の論争の的となつてきたが、未だに解決をみていない。なお最近、鈴鹿川平流域において、1段の大きさか約1畝ほど大型のものかみいたされ、その解釈は目下検討中である。一般に里を区画する道と溝の幅は約1間半、坪を区画するものは約半間で、段は狭い畦畔によつて区切られた。しかし、尺貫は地域によつて異なる。

Fig I 条里制に基づく土地割

A 条里の呼称

a. 大相模地京南施田東部の場合

b. 近江盆地東部の場合



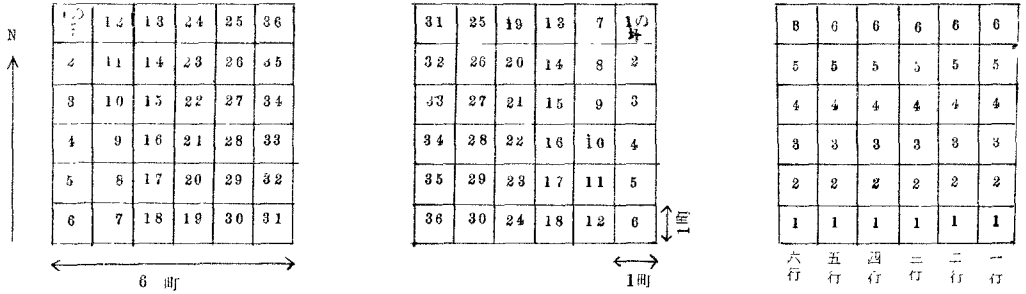
B 坪の配列

a. 連続式

b. 平行式 A

c. 平行式 B

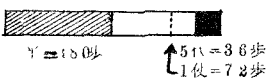
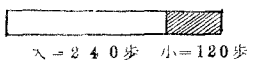
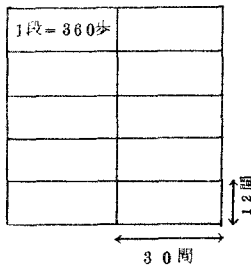
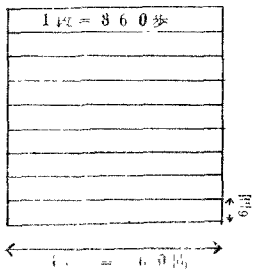
- 田中の場合 -



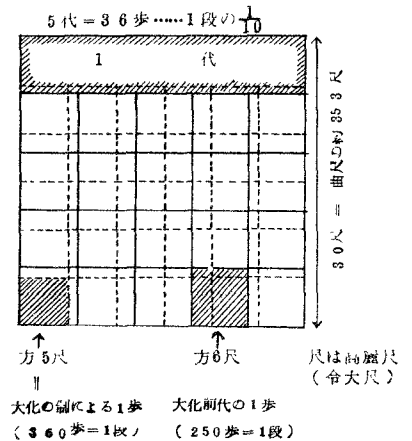
C 坪の分割

a. 1段型

b. 半折型



D 代と歩との関係



条里制の分布は大和朝廷の勢力圏、律令国家の支配圏を示すものと考えてよい。最近の研究からは、その北限は、酒田市北東部・横手盆地・黒川郡を結ぶ線、南限は大隅の串良町となっている。ただし、日向の国のみ除外される。

土地区劃の方向からみると、日本は大きく3地帯に区分される。まず律令国家の中心地、大和をはじめ、山城・摂津・河内においては、正しく南北方向と東西方向との区劃線が直交する。これが標準型である。つぎにこれを取り巻く地帯では、方向がまちまちで、阡線が正南北となる場合は少ない。かかる周辺型は、東海から瀬戸内・九州におよぶ。さらに裏日本・信濃・関東・東北など辺境地帯では、再び畿内と同じ標準型となり、しかも施行範囲が狭い。そうして、かかる分布型の解釈には、種々問題が多い。

地域計画としての条里制 地域計画という以上、条里制の施行単位が問題となる。これにはつきのようなケースが区別される。

A・大和型 平群谷を除き、大和盆地全体の条里が統一的行われている。中央を南北に流れる下津道を基準にして方格状の土地区劃を行い、条の呼称は統一적であり、里の呼び方のみ都ごとに異なる。

B・山城型 一部を除き山城盆地全域が統一的に土地区劃されていることが、最近ようやく明らかになった。郡界に余地がみられないが、条里の呼称、坪付は郡によつて異なる。

C・近江型 近江盆地の中でも、伊香～浅井～坂田、犬上～愛知～神崎、野洲～栗太諸郡の場合にみられるもので、2～3郡の土地区劃が統一的行われている。しかし郡ごとに条里の呼名は異なり、かつ郡界には2～3町方の余地がある。坪付は湖東全体が同じ平行式をとる。

D・標準型(郡単位) 通常は郡単位に条里制が施行されたもので、土地区劃の方向も呼称も郡ごとに異なる。

E・小地区型 畿内周辺の伊勢平野や播磨平野の河川上流域に多いもので、地形的理由によるもの上である。郷単位での施行を主張する説は、全国的には妥当しない。

条里制施行単位にみられる以上のような広狭は、一般に地形条件によることは少なく欠陥を招いた中央権力に関係あるものの勢力の強弱によつて決つたらしい。

大区劃をなす里の中での集落の位置や形態についても、いろいろと議論がなされている。

交通の点から考えて、集落は里の界線または中央道路に沿うたものとみてよい。だが、その内部のプランは、地形・人口・機能等に応じて異なる。大化改新の詔にみられる50戸1里制以前に30戸1里制があり、その場合は里内のいずれかの1町を、郡市の条坊のごとく、4行8門(32戸)に区分したとなす説もあるが、它地の平等制以外のこととは証明できない。編戸の問題と集落規模・形態との関係は、おの

りから加である。なお屋敷地の区分は、荘園

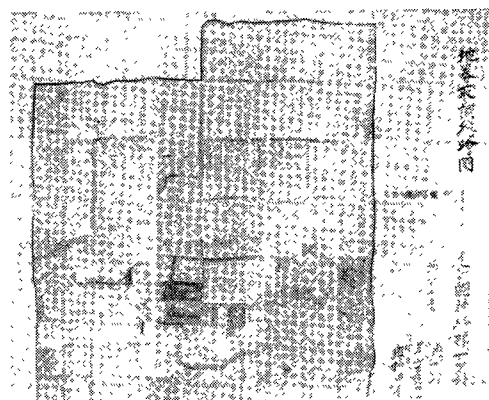


Fig. 11 近江における条里型部落地図
— 神崎郡五箇荘内七里 —

期にも引きつかれ、たとえば大和の均等名荘園の1つである乙木荘では、1段屋敷の配列となっている。

いくつかの里がまとめられて、郷ごとに郡が構成されていた。それらの中心には、正倉や郡司の仕居が置かれた。クラノマチ、クラノツホ、コホリ、郡家など、今日に残存する小字名は、かかる経済的・行政的小中心の遺址と考えられる。しかもそれらは、大和の場合、条里制に基づくプランに従っていたらしい。このほか、幹線道路に配置されたツマヤも、地域の結節点をなしていた。それらの上に国府があつて、一種の集落網が完成される。つまり律令制的な行政的・交通的機能を主として、条里制に基づき、里→(郷)→郡家・駅→国府というZentral ortの階層構造が示されていたことになる。このような体系が完備していたところこそ、有機的な地域計画が実施された地域と考えらるべきである。

条里制の起源と系統 日本における条里制の起源については、諸説紛々としている。古くある説には、登呂遺跡の水田址を条里の先駆形態とするもの、成務紀5年(135)の「山河を隔^{あか}ひて国縣を分ち、阡陌に随ひて邑里を定む」に、根拠を求めようとするものなどがある。最近、漢代の杓状をした磁石、司南が古代日本にも使用されたと仮定し、地磁気の永年変化曲線から、播磨国条里の上限を3世紀となす説があらわれたが、考古学的にも文献の上でも確証があがらないのは遺憾である。これに対し、起源を新しいと考える説には、最古の田図(735年の弘福寺願嶺岐国山田郡田図)に描かれた経緯線は条里でないとするもの、法隆寺付近の土地割方向と大和条里との関係から天武・持統朝に広範囲に実施されたとするもの等があげられる。

律令体制の整備が、各地における条里制の施行をかなり急速に押し進めたことは疑えないように考えられる。しかし、一部の地域では大化前代に施行されていたことは想像に難くない。屯倉・国府の分布と条里施行地の分布とが関係深いこと、大化前代の土地丈量単位であつた代に基づく土地区劃と条里制によるものとの間にスムーズな移行が考えられること、中世文書にも段以下の単位に代を用いた例がみられること、1段を10等分した5代の区劃が東日本に現実に残っていること、山城条里の施行が7世紀前半と考えられること等が、上の推定を可能にする。

条里制に基づく土木工事には、大陸から進んだ技術が導入されたことが、一般に信じられている。しかつて、中国本土の井田・阡陌・均田との関係、伝来経路となつた朝鮮半島における土地制度との関連が追及されるべきである。これらの地方における古い土地割の遺構について、実態調査が行われない限り、条里制の祖型の研究は成功しえない。一部にローマのCenturiaとの関係を考える説もあるが、これには妥当性が少ない。条里制は中国に祖型をもつとはいえ、日本で開花したものであり、特色ある地域計画の源流と考えられる次第である。